

事業者の飼育動物に対する動物診療に係る要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市動物公園内で事業を行うもの（以下、「事業者」という。）の所有する動物に対して、動物公園に所属する職員（以下、「当園職員」という。）が検査、治療及びそれに付随する行為（以下、「診療行為」という。）を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

(申請等)

第2条 事業者は、動物の診療行為を当園職員に依頼するときは、別に定める様式（様式第1号）により事前に申請するものとする。

2 当園職員は、事業者の所有する動物に診療行為が必要と認めるとき、事業者に対して診療行為を受けるよう指示することができる。この場合、事業者の申請は要しない。

(診療時間)

第3条 当園職員が、この要綱に定める動物診療を行う時間は、午前8時45分から午後5時30分までとする。

2 前項に規定された時間以外で、診療行為を依頼する場合は、第4条に規定する費用負担の額に、千葉市職員の給与に関する条例第15条に規定する時間外勤務手当の割合を乗じるものとする。

(費用負担)

第4条 診療行為にかかる費用は、全額事業者が負担するものとする。

2 診療行為にかかる費用とは、別表に掲げる経費をいう。

3 当園職員は、診療行為が終了したのち、別に定める様式により事業者に費用請求するものとする。

(免責事項)

第5条 当園職員は、診療行為に起因して生ずる損害について一切の責任を負わないものとし、このことについて事業者の承諾が得られた場合のみ、診療行為を行うことができる。

(協議事項)

第6条 この要綱に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月2日から施行する。

別表

区分	金額
人件費	1名1回1時間以内5,000円
医薬材料費及び消耗品費	診療行為に要した実費金額
その他	必要時応じて協議

備考

- 1 人件費は、診療行為に要した時間が1時間を超えた場合は、1時間以内ごとに上記金額が加算されるものとする
- 2 診療時間が第3条第1項に規定される時間以外となる場合は、この表で定めた金額に時間外勤務手当の割合を乗じた額とする。

(様式第1号)

年 月 日

(あて先)

千葉県動物公園長

事業者名

代表者氏名

診療依頼申請書

千葉県動物公園内において当方が飼育しております動物に対して、下記のとおり検査、治療等を依頼いたします。

記

1 対象動物

2 検査、治療内容等

対象動物の状態に応じて、必要な処置をお願いします。

3 免責事項

当社は、上記に依頼しました診療に際して生じた、当社に対するいかなる損失・損害等につきまして、千葉県に対し一切責任を問わないものとします。